

平成31年度 米消費拡大実践活動支援事業 応募要領

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構

1 事業の目的

少子高齢化が進行している状況において、健康寿命の延伸や将来を担う次世代への食育等の観点から、健全な食生活の実践を推進することは重要なことである。

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構では、妊産婦や乳幼児、学童、若年層、中高年層にいたる国民各層に対して、米を主食とした日本型食生活の有用性等の正しい理解促進のため、医療関係者等を通じたごはん食の健康性の普及、マスメディア等を活用した朝食欠食改善、米穀販売業者を介した広報活動等、各世代の特性に合わせた様々な普及活動を実施しているところである。今後、さらなる米の消費の向上に繋げるためには、米穀の流通に携わる小売業、米穀流通業者等が自ら組織的に一丸となつて、一般消費者等に対して、米やごはんへの関心を高め、喫食喚起にむけたごはん食の健康性等に関する実践的な普及啓発活動を行うことが重要と考える。そのためには、米穀流通業者等自らが米の健康性等に関する知識の向上を図るとともに、全国的な実践活動を支援する体制づくりが必要である。

このため、米穀流通業者団体等に委託し、各業者のごはん食の健康性に関する知識の醸成を中心とした資質向上や実践活動の強化を一体的に支援する取組を実施する。

2 事業内容

(1) 米の消費拡大のために次に掲げる実践活動を実施する。

① よりよい実践活動のためのスキルアップセミナー

一般消費者に対して行う出前授業等の実践活動が、幅広く、質の高い内容になるよう、米の生産、流通のみならず、栄養・健康性、文化性等をテーマとした出前授業講師等を対象としたセミナー等

② 児童・生徒、一般消費者に対する実践活動等

ア 学校等におけるお米出前授業、精米工場見学時セミナー開催

イ 「夏越ごはん」普及・定着活動等

③ 朝、ごはんをきちんと食べよう普及活動

④ その他、米穀機構が適当と認めた実践活動

(2) 上記1の事業は、米穀流通業者団体等が自ら行う他、その会員等と共同で行うことができるものとする。

3 事業実施の対象者

事業委託の対象者は、次の要件を満たす米穀流通業者団体等を公募により選定するものとする。

(1) 米穀流通業者が組織する団体であること。

(2) 全国の地域で事業実施が可能な体制を有すること。

(3) 米の消費拡大のための実践活動の実施実績があること。

(4) 適切な経理体制を有すること。

4 事業経費

第2の事業を実施するために直接必要な経費とする。

ただし、事業受託者（その会員等を含む）の自社製品の購入代金、資産計上が必要となる備品購入費、会食費は対象外とする。

5 事業実施期間

原則として、契約締結日から2020年3月19日までとする。

6 事業予算額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

7 応募方法

応募希望者は本機構に実施要領を請求し、所定の事業実施計画書に記入の上、本機構あてに郵送。

8 応募期限

平成31年4月22日（月）必着。

9 事業実施対象者の決定

本機構内に設置する選考委員会にて実施者を決定する。

10 決定の通知

平成31年4月下旬の予定

※ 応募お問合わせ、実施要領請求先・申請書送付先

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 消費拡大事業部 担当：森嶋、五宝

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館9階

TEL 03-4334-2160 FAX 03-4334-2167 E-mail syouhi@komenet.jp (■は@にかえて送信)